

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

( 新設・拡充・延長・その他 )

No	1	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )		
要望項目名	災害ハザードエリアからの移転促進のための課税標準に係る特例措置の創設		
要望内容 (概要)	<p><b>【要望の内容】</b>          次の①、②のいずれかに該当する都市計画区域内の既存の業務用施設又は住宅の移転に係る特例措置を創設する。</p> <p>①居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき、災害ハザードエリア（災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等）から立地適正化計画の都市機能誘導区域又は居住誘導区域内へ移転する場合。          ②災害レッドゾーンのうち市町村が市町村マスターPLAN又は立地適正化計画の防災指針において移転が望ましいとして定めた区域から、安全な区域へ移転する場合。</p> <p><b>【特例措置の内容】</b>          上記に該当する土地、建物の取得に係る不動産取得税の課税標準を1/5控除する。</p>		
関係条文	なし		
減収見込額	[初年度] ▲9(—)	[平年度] ▲9(—)	[改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的          災害ハザードエリアから居住誘導区域内等への移転を促進することにより、都市における居住の安全確保等を図り、水害等災害による被害の軽減とともに、持続可能な都市構造の実現に向けた都市の再生を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性          近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するためには、堤防や避難路等の整備を推進するとともに、開発規制、立地誘導、移転の促進等の土地利用方策等を効果的に組み合わせ、総合的な防災・減災対策を講じることが必要である。このような対策を盛り込んだ都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が令和2年6月10日に公布されたところであり、本法律により創設する制度の活用や同趣旨の取組の推進により、災害ハザードエリアからの移転を促進していくことが重要である。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する  政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する
	政策の達成目標	立地適正化計画に防災指針を記載する市町村数を令和7年までに600件とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	居住誘導区域等権利設定等促進計画を防災指針に位置付けた市町村数を増加させる。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	令和3年度：17件 令和4年度：17件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置により、災害ハザードエリアから居住誘導区域内等への移転を促進することにより、都市における居住の安全確保等を図り、水害等災害による被害の軽減とともに、持続可能な都市構造の実現に向けた都市の再生を推進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設（登録免許税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	社会資本整備総合交付金 (令和3年度予算概算要求額7,277億円の内数) 等
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置は、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、誘導施設の整備促進等のための支援措置等を通じて、主に市町村によるコンパクトなまちづくりの取組を促進しようとするものである。一方、本特例措置は、居住誘導区域内・都市機能誘導区域内等のインセンティブを与えることにより、災害ハザードエリアに既に立地する住宅・施設等の移転を促進しようとするものである。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、災害ハザードエリアに存する者に対して、災害ハザードエリア外の居住誘導区域内・都市機能誘導区域内等の土地・建物の取得等のインセンティブを与えるものであり、必要な措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—